

震災後瓦礫収集作業で中皮腫

兵庫●公務災害認定を求め行政訴訟

阪神淡路大震災から23年を迎えた。震災後は、倒壊建物の解体・撤去作業が急ピッチで進められ、被災地はすさまじい粉じんに覆われた。そのため、解体・撤去作業に従事した労働者が建材等に含まれた石綿に曝露し、中皮腫を発症して労災認定される事例が次々と明らかになっている。

明石市環境事業所の職員であった島谷和則さんも、阪神淡路大震災で発生した瓦礫の収集作業等に従事し、石綿粉じんに曝露したため、悪性腹膜中皮腫を発症した。そこで公務災害の認定申請を行ったのだが、地方公務員災害補償基金兵庫県支部は、公務外と判断した。遺族は、不当な公務外の判断に納得いかず、2018年1月15日、処分の取り消しを求めて、神戸地裁に提訴した。

島谷さんは、1991年4月に明石市環境事業所の職員として採用され、主に廃棄物の収集及び運搬業務に従事した。1995年1月17日未明に発生した大地震は、明石市にも大きな被害をもたらした。家屋の全半壊は9,614棟に及んだ。震災直後から崩れ落ちた瓦・ブロック・壁材・屋根材・壊れた家財などの瓦礫類が大量に道

路上等に排出され、至るところで瓦礫の山が築かれた。それらの震災瓦礫を撤去するため、震災直後は市の職員が、それらの収集を行ったのである。

当時の作業状況について、被災者本人も同僚も、「収集した廃棄物は様々な物が出ていた」「配管に保温材が付いたまま大量に出ていた」「屋根とかにあるグリーンのウロコみみたいな形のを収集したし、波形スレートもよく出ていた」「収集車にずっと積み込めないで、バッカー車の回転板を利用し、壊しながらの作業だった」と話している。そして、埋立処分場での作業に関しても、「積めるだけ積むため、埋立処分場でダンプしての排出ができず、(バッカー車に潜り込み)手作業で掻き出すことが必要」な状況だった。

また、震災時以外の粗大ごみ及び不燃系のごみ収集作業においても、「粗大ごみの排出場所には、家庭ごみだけではなく、事業系ごみも多く排出されていた」「建築廃材には、リフォームで取り替えた住宅屋根用化粧スレート、瓦、外装壁材のサイディング、内装壁材や天井材として使われるボード、床材のPタイル、ビニール床シート、風呂釜、スレート波

板、煙突、ガスコンロ、上下水道の配管類、浄化槽ポンプなど、あらゆる物があった」と、石綿曝露の機会があったことを、同僚らは話している。

島谷さんは、発症後すぐに明石市職員労働組に相談し、労働組合は対策委員会を設置して、アスベスト曝露の可能性について本人や家族から聞き取り調査を実施した。そして、悪性腹膜中皮腫を発症した原因は、阪神淡路大震災で発生した瓦礫の収集作業等に従事したことにあるとして、2012年8月16日に公務災害の認定申請を行った。残念ながら、島谷さんは懸命な闘病の末、2013年10月15日に息を引き取った。49歳という若さだった。

しかし、2014年3月26日付けでなされた基金支部の判断は、「公務外」という内容だった。基金支部は、島谷さんが悪性腹膜中皮腫を発症したことは認めたが、震災瓦礫の収集作業や埋立処分場での作業において「大量の石綿が含まれた粉じんを吸引したと認めることはできない」と判断したのである。

遺族はこの決定を不服として、基金支部審査会に対し審査請求を行ったが、2017年7月27日付けで、棄却と判断された。

アスベストによる健康被害は、アスベスト粉じんを吸い込んでから10数年ないし40年といった長い潜伏期間を経て、中皮腫や肺がんなどの重篤な病気を引き起こす。潜伏期間の長さからすると、今後も阪神淡路大震災時の石綿曝露による健康被害の増

加が非常に懸念される。

遺族は、「夫は一緒に作業を行った同僚や、同じ作業環境で働いた人たちのことを気遣っていました。『こんなしんどい思いをするのは自分一人で十分や。けど、今後、同じ病気を患う人が出てこないとは限らない。そのときのためにも、一本の道筋をつくらなあかん』と言っていました。引き継いだ私が主人の意思と無念を晴らしたい」と語っている。

震災後の被災地で暮らし働いた多くの市民・労働者は、アスベ

トによる健康被害に不安を抱えている。今回の裁判は多くの人々が関心を持ち注目することとなるだろうし、公務災害の認定のあり方そのものも関われる訴訟となる。提訴にあたり明石市職員労働組合は、「一生懸命、震災復旧に携わった結果、発症した病気が認められないのであれば、危険な現場で働く人は報われない。復旧復興の第一線で精一杯働いた人々のために全力で裁判に取り組みたい」としている。

(ひょうご労働安全衛生センター)

石綿麻袋再生利用で中皮腫

東京●椅子張り職人の死亡労災認定

2016年9月、東京都青梅市のHさん(当時79歳)から相談の電話をいただいた。「前年から肺炎、胸膜炎と診断され胸水を抜いて経過をみていたが、胸膜中皮腫と診断されました」とのことだった。主治医からは高齢のため手術は無理で抗がん剤の治療も勧められず、気を落とし不安を訴えられていた。さっそく自宅を訪問し、他の中皮腫の患者さんのことなどをお話し、一緒に頑張っていきましょうと申し上げた。

Hさんは腕のよい椅子張り職人だった。18歳から都内のT工場で働いた。同社は応接セット、ベッド、テーブル等の専門製造工場だった。Hさんは応接セットの製造する部署で布張り作業(通

称「張り屋」)として腕を磨いた。当時T工場は高級椅子製造では日本で3指に入るほどで、従業員も70名ほどいたそうである。

椅子の布を張る行程は、①下ごしらえ、②中張り、③仕上げと3段階に分かれていて、一人で①～③の行程を仕上げる。麻袋をハサミで裁断し、椅子の座にバネを麻糸で止める。その上に中張りとして裁断した麻布を釘で打ちつける。バネの四方にわらを入れ、綿を敷く。中張りの上にウレタンや綿を入れ上布をはって仕上げる。

Hさんは椅子張り職人として働いてきたなかで、どこで石綿を吸ったのか見当がつかないと首を傾げていた。

過去、台東区浅草にあった小さな椅子製作所の職人さんが胸膜中皮腫を発症し、上野労基署で労災認定された事例がある。Hさんとはほぼ同じ作業工程で、石綿入りの麻袋を再利用し、裁断や貼り付け作業で麻袋に付着した石綿の粉が飛散した。石綿協会が発行していた業界紙「石綿」にも、「石綿空袋売買」を専業とする会社の記事が掲載されている(昭和41年12月25日)。

浅草の椅子職人の資料を見せ、そのことを話すと、Hさんは膝を打って、「たしかに麻袋を広げると一面に白い綿のようなのが付いていて、ハサミで裁断し、釘で止める作業のとき白い粉が舞いあがった!」と、思い出した。

Hさんは、12年間T工場に勤務した後、他の会社に転職し、椅子製造の技能を指導してきた。最後に働いた会社の関係で所沢労働基準監督署に労災申請の手続をとった。労基署にはHさんの職歴、T工場時代の作業内容、石綿が入った再生麻袋の再利用で石綿に曝露し、胸膜中皮腫を発症したことを申し立てた。また、上野労基署の認定事例の資料も提出した。

T工場は火災を起こして廃業となり、跡地は住宅になっている。親族が別会社を作って椅子の修理をやっていることがわかったが、協力は得られなかった。東京椅子張同業者組合連合会にも出向き、椅子張りの工程で当時石綿が入った麻袋を再利用していたことを知る関係者を尋ねたが、回答は得られなかった。